

周防大島町告示第8号

平成31年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年2月15日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成31年2月22日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

平成31年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成31年2月22日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成31年2月22日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告並びに議案の説明
日程第4 議案第1号 平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告並びに議案の説明
日程第4 議案第1号 平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
-

出席議員(12名)

2番 新田 健介君	3番 吉村 忍君
4番 砂田 雅一君	5番 田中 豊文君
6番 吉田 芳春君	7番 平野 和生君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(2名)

1番 藤本 浄孝君	8番 松井 岑雄君
-----------	-----------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中村 満男君	産業建設部長	……………	林 輝昭君
健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	近藤 晃君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	総務課長	……………	岡本 義雄君
財政課長	……………	重富 孝雄君	生活衛生課長	……………	中谷 範夫君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成31年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に際し、藤本浄孝議員、松井岑雄議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、新田健介議員、3番、吉村忍議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において、協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

今日は、平成31年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中を御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ちまして、行政報告を3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、大島大橋損傷事故に関する対応についてでございます。

大島大橋損傷事故に伴う再発防止策につきましては、既に12月の定例議会で一般質問でも承っております。今後の運輸安全委員会の調査結果などを踏まえて、大島大橋の安全対策として、航行する船舶への注意喚起等、船舶衝突の再発防止策を講ずるよう、国をはじめ関係機関に強く要望してまいりました。

このたび、第六管区海上保安本部におきまして、大島大橋への衝突を防止するため、橋梁周辺7.4キロの海域において、7.4キロというのは橋から東と西と両方に7.4キロの海域までですが、この7.4キロにおいて、本年2月1日から既に始まっておりますが、長さ80メートル以上の船舶に対しまして、橋梁の高さの情報の提供をAIS、船舶自動識別装置ということですが、これによりまして自動的にメッセージの送受信による注意喚起を実施いたしているところでございます。

長さ120メートル以上の船舶に対しましては、AIS、船舶自動識別装置のメッセージによる注意喚起に加えて、VHF無線電話によりまして、橋梁の高さ情報と衝突の危険の確認を船舶に対し警告することを開始し、航行の安全の確保に努めていることの御報告を申し上げます。

次に、山口県による一般国道437号大島大橋の本復旧工事についてでございますが、現在、順調に工事が進んでいるというところでありまして、本復旧工事概要につきましては、損傷した部材を交換するにあたり、仮設トラスを本体トラスの外側に設置することにより、船舶衝突により破断および変形した部材を新しい部材に交換を行います。部材交換後、仮設トラス及び応急工事で設置したバイパスビームを撤去することといたしておると聞いております。

2月11日から、現地で仮設トラスの設置に着手をいたしておりまして、工事は夜間、夜間というのは21時から翌朝5時まででございますが、この間を片側交互通行規制を行いまして工事が行われておりますが、工事の内容によりましては昼間の片側交互通行規制とか、または夜間の通行止めを行うというふうな場合もあるかと思いますが、そういうときには別途お知らせをする

ことといたしておりますので、町といたしましても、情報が届き次第、防災行政無線等によりまして通行規制を周知してまいりたいと思っております。

以上2件につきまして、お手元に配付いたしております資料を御参照いただければと存じます。

なお、大島大橋損傷に関する事故から生じたものの損害に関する債権につきまして、申立人、オルデンドルフ・キャリアーズ社による申し立てによりまして、責任制限手続開始決定が、本年2月15日、午後5時になされた旨の通知が、2月19日に広島地方裁判所から届きました。

供託委託契約に係る一定の金銭の総額は24億5,501万9,244円ということでありまして、責任制限の届出期間は本年6月14日までとする通知であり、知れたる債権者であります本町に対しまして届いたというものでございます。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の規定によってする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙等の紙上におきまして掲載することとされておりました。今後の対応につきましては、山口県や弁護士と相談して、法の手続きに沿って取り組んでまいりたいと考えております。

また、大島大橋損傷事故に関する賠償請求に係る具体的な問い合わせに対応するため、1月10日から住民の皆様からの電話相談窓口を役場総務課内に設置し、相談の受付を開始いたしております。

事業者の皆様からの電話相談窓口につきましては、周防大島町商工会、本所でございますが、ここに設置をし、周防大島町外の皆様への対応につきましては、山口県総務部学事文書課内に相談窓口が設置されております。現在もそれぞれの窓口において、相談の受付を継続いたしております。

引き続き、山口県や関係団体と連携しながら、今回の事故に対する損害賠償問題について取り組んでまいりたいと考えております。

2件目は、周防大島活力クーポン券についてであります。

平成31年1月21日に開催されました第1回臨時会で御承認をいただきました、町内居住者向けクーポン券を、2月8日に9,308世帯、1万6,406人分を発送いたしましたので、皆様方のお手元にも既に届いていることと思っております。

小売店舗や飲食店舗等の利用客の増加を図り、事業者と住民の復興と活力を取り戻そうとするもので、周防大島町商工会の協力のもとに徐々に利用が始まっておるところでございます。

3件目でございますが、山口ゆめ花博実行委員会からの寄附金について申し上げたいと思えます。

山口ゆめ花博、正式には第35回全国都市緑化やまぐちフェアというものでございますが、これは今年の9月14日から11月4日までの52日間、山口きらら博記念公園を会場に開催されまして、136万人余りの来場者を迎え閉幕いたしました。

去る2月6日に花博の実行委員会の最後の総会が開催されました。4億3,600万円余りの剰余金が生じたとする収支決算が承認され、総会では剰余金のうち5,000万円を、昨年10月の貨物船による大島大橋への衝突事故で地域経済に大きな影響が出ている本町への復興支援として寄附をするということを含めた、残余財産の処理について追加議案として提出され総会で承認をされたところでございます。

このたび、山口ゆめ花博の剰余金の一部を周防大島町の復興支援に寄附することの決定を受けまして、改めまして、このような多額の御寄附を賜りましたことに対しまして、深く感謝の意を表するとともに、これからの町の復興や新たな発展につながるよう活用することが皆様の趣意に沿うことでありまして、有効活用について慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、提出議案につきまして御説明を申し上げます。

本日提案いたしております案件は、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

議案第1号は、平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事について、大字平野の大海建設工業株式会社と工事請負契約を締結するにあたり、議会の御議決を求めるものであります。

以上、議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の後に私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は、去る1月23日、7社による指名競争入札の結果、周防大島町大字平野271番地15の大海建設工業株式会社が7,890万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税631万2,000円の額を加えた、8,521万2,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、大字小松開作138番地88及び138番地89に木造平屋建ての住宅を建築し、子育てをする若者世帯に貸し出し、若者世帯

の町外への転出の抑制や町外からの転入の促進を図り、学童、児童数の増加など、過疎地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。

建物の床面積は、Aタイプ、Bタイプとも97.71平方メートルで、それぞれ2棟、計4棟を建築し、屋外付帯工事として進入路の舗装等の整備も行います。

なお、参考までに工事の完成期日は平成31年3月29日を予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この資料にあります、家屋そのものの構造についてちょっとお伺いしたいんですが、当然、この契約金額の中に一定の設計に基づいて建てられると思うんですが、昨今のレオパレスの事件のように、あとで構造上の欠陥といいますか、そういうものが見つかったこともあります。今回のこの請負契約で、設計上、一定の基準に基づいて設計がされていると思うんですけれども、おそらく建設基準法とかそういうものがあると思うんですが、一定の品質を保つためにどういった基準に基づいて設計が行われ建設されるのか。

それから、建設中にそうした構造上の一定の品質を保つための体制といいますか、どういう形でそこを担保していくということになっているのか。その辺をお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 砂田議員さんの御質問にお答えします。

この建物につきましては、議員さんおっしゃったように建築基準法に定められた基準を満たす性能としております。それを受けまして、本町の住宅及び一般住宅の整備基準を定める条例、また、その条例施行規則に定めのある同等または上回る性能としております。（「以上でございます」「建設中の監理」と呼ぶ者あり）

建設中の監理につきましては、工事監理業務を委託しておりますので、その業者、当然、町職員も立ち会いますが、それで監理してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その工事監理業務というのは、この契約の中には入っているんですか、いないんですか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今回の工事費の契約の中には入っておりません。別契約で工事

監理業務として委託しております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと今も御答弁ありましたけど、設計監理費のほかに、これまで用地買収とか造成、地質調査などの契約があると思うんですが、それらを含めてこの住宅建設に係る全体事業費がどれぐらいになるのか御答弁ください。

それと今後、ここの用地買収、一昨年地域活性化委員会で御説明があったときは、かなり広い面積の用地買収が予定されているという御説明だったんですが、今回のこの住宅建設地は1,300平米ぐらいになるんですが、今後どういう当該地の使用予定があるのか、その辺の全体事業計画なりを御説明ください。

それから、これまで、そのときの委員会でもそうですが、予算においても子育て定住促進住宅建設事業というふうになっていましたが、今回の契約では若者定住促進というふうになっていきますけど、この名称が、いつ、どのような理由で変更されたのか御説明ください。

それと、図面を見ると、A、B、二つのタイプが建設されるということですが、これがAタイプ、Bタイプどのような意図を持って、この二つのタイプになるのかを御説明ください。

それから、この土地の地質調査も当然されていると思うんですが、その結果について大まかな評価でいいんですけど、どういう地盤なのか、その辺を御答弁ください。

それから、これは子育て支援を目的とした若者定住促進住宅ということで、公営住宅法の住宅とは違うという扱いになるのかなと思いますけど、印象的には公営住宅と変わらないのかなと思うんですが、公営住宅の中でも特公賃の住宅とあまり変わらないのかなと思うんですが、その辺のどういうふうな差別化をしているのか、特公賃の住宅と今回の定住促進住宅がどういうふうに違うのか、その辺を御説明ください。

それと、最後にこの定住促進住宅建設が、町の総合計画の中でどういうふうな位置付けをされているのか、どこで位置付けをされているのか、その辺も御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 当事業におけます全体事業費の内訳といたしましては、平成28年度事業、平成29年度の繰り越しとして、土地購入費3,674万4,270円、分筆登記費が96万1,200円、造成工事費、測量設計費275万4,000円、造成工事費1,715万6,880円、小計5,761万6,350円。建設工事につきましては8,521万2,000円、設計工事費1,884万6,000円、工事監理業務518万4,000円、地質調査、設計業務1,476万円で、小計1億1,971万8,000円、合計1億7,733万4,350円となっております。

今後の当該予定地の予定事業の内容といたしましては、今年度の定住促進住宅の完成後、希望

状況、入居状況を見て次の整備を考えていきたいと考えております。平成31年度当初予算案に土地購入費等を計上する予定です。

次に、当初、子育て定住促進住宅事業となっていましたが、若者の定住促進事業で住宅用地整備と区別するために子育て住宅としておりましたが、趣旨は若者の定住促進であるため、当初の設計から若者定住としています。

次に、A、B、2タイプの建設の理由といたしましては、土地の形状から建物の玄関が北と南になること、またリビングへの日当たりを考慮し、A棟、B棟とも南側にリビング及びテラスを配置した結果、間取りの異なる2タイプになりました。

次に、地質調査の結果と評価につきましては、スウェーデン式サウンディング試験により、地耐力20キロニュートンパー平米以上を確保しています。基礎工につきましては、地質調査の結果から通常のベタ基礎を採用しております。

発注がこの時期になった理由と、工期及び変更契約や付帯工事につきましては……。

○議長（荒川 政義君） 課長。ちょっと待って。（「それ質問ない」と呼ぶ者あり）

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 済みません。特公賃との差別化につきましては、本住宅を特定公共賃貸住宅として建設した場合には、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいた入居要件、家賃等を設定する必要がありますが、本住宅は同法律に基づいた住宅ではないため、町独自の入居要件を設定することができる住宅で、子育てを行う若者世帯、子育てを行おうとする若者世帯を対象とするよう考えております。それらの世帯の町外への転出の抑制や、町外からの転入の促進、学童、児童数の増加、地域の活性化が見込まれ、ひいては定住促進につながるものと考えています。

総合計画における位置付けにつきましては、定住促進の住まいの確保に位置付けております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 全体事業費としては1億7,700万円という、かなりの金額になるわけなんですけど、これを前提として議論をさせていただきたいと思いますが、先ほどの御答弁で、31年度にも土地を購入するというお話がありましたけど、これまで購入済みの土地の面積、それから今後の新年度での購入の面積、それを補足で説明をしてください。

それから、A、B、二つのタイプ、日当たりを考慮してというお話もありましたけど、土地としては、今まで購入された面積がどれぐらいあるのかわかりませんが、かなり広い、広大な土地があります。そこへあえてこれだけの、密接したというんですかね、住宅を4棟建てると、日当たりを考慮するのならもっと広く間をあけて建設するとか、そういうことができるんじゃないかなと思いますし、子育てを支援すると、定住を促進するというのであれば、やっぱりちょっと、

ほかにはないような魅力ある住宅、例えば小さな畑がついている住宅にするとか、それぐらいの、外から、ここなら住んでみようかと思うような住宅にするべきではないかなと思いますけど、その辺の検討はされていなかったのか、何かそれができない理由があるのかどうか御答弁をください。

それから、地盤のことは、もともとの地盤がどういう地盤だったのかというところを、N値でもいいですし、土質の概略でもいいですし、どういう、砂質地盤なのか、れき地盤なのか、その辺の本当簡単な答弁でいいですから、そこをちょっと御説明ください。

それと、もう一つは総合計画で住まいの確保ということで、それ多分、68ページに定住促進のところ、住まいの確保というのがあると思うんですが、これには空き家バンク、空き家の関係と定住促進住宅建設用地の調査ということが上げられていますけど、住宅の建設ということには全然触れられていない。それでもって、今回、この総合計画に位置付けられているというふうに言えるのかどうか。その辺ももう少し詳しく御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（荒川 政義君） では、暫時休憩を解きます。

椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 新年度の予算のことがありましたんで、ちょっと用地のことについては申し上げておきたいと思います。

31年度の予算は、まだ当然、議会に上程されておられませんし、今、私たちが鋭意、予算の締めをやっていてとございますが、先ほど答弁にもありましたように、今回のこの住宅を建設して、どのぐらいの皆さん方から反響があるのか、また、どのぐらいの需要があるのか、そして希望があるのかということを見極めた上で、31年度の、次の用地買収をするために用地買収費用は新年度の予算に出そうといたしております。

しかしながら、今回の4戸、若者定住住宅の需要がどのぐらいあるかというのを見て、全く需要がないものであれば次の用地を買う必要も当然ないわけですから、そこで、今、予算上は用地費を計上しておるとございます。

もう1点、もうちょっと広々とつくればいいじゃないかということなんですが、用地費は結構、土地は結構高いというか、用地単価、坪単価は高い土地なんで、今、計画している住宅は、既にこれまでに用地買収した用地から道路部分を除けたところにはいっぱいいっぱいつくってあるわけですから、残り、まだ余裕があるというわけじゃございませんので、いっぱいいっぱいというこ

とでございます。

残りのことについては、この契約に関連するものは、また担当部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほどの地質調査のことについてお答えいたします。

今回、1棟当たり4カ所から5カ所、スウェーデン式サウンディング工法により試験をしております。その結果と申しますか、建築基準法施行令第38条におきましては、建築物の基礎の構造は国土大臣が定めた構造方式を用いるものとしなければならないという規定がございます、それを受けまして許容応力度が20キロニュートンパー平米以上の基礎につきましては、ベタ基礎または基礎杭を用いるとしております。今回につきましては、いずれも20キロニュートンパー平米を超えておりますので、ベタ基礎の地質となります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、今の基礎の地盤のとこだけ最後にもう1回御質問いたしますが、液状化の安全率というものを教えていただきたいと思いますが、液状化の検討をされているのかどうか、ちょっと資料ではわかりませんので確認させていただきますけど、日本建築学会の小規模建築物基礎設計指針というものでは、地盤の最低でも10メートルの深度までは液状化の検討が必要だよということが定められておりますが、これに基づいた検討がされているのか、検討されていないんだったら、それはしなくていいよというその理由を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 今回の住宅につきましては、液状化の検討はしておりません。

在来工法で建築しておりますので、今回につきましてはしておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を集結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を集結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成31年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新田 健介

署名議員 吉村 忍